

事業者各位

枚方市財務部契約課長

令和2年度入札・契約制度の改正について

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度、入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

令和2年度については、低入札価格調査制度の対象工事の拡大、工事に係る入札方式の見直し、最低制限価格の上限の引上げ、低入札価格調査制度における調査基準価格の上限及び下限の引上げなど、入札・契約制度の改正を行います。

については、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改正内容

(1) 低入札価格調査制度の対象工事の拡大

入札不正行為の防止に資するため、予定価格1億5,000万円以上の工事を低入札価格調査制度の対象工事とします。

(2) 制限付き一般競争入札における入札方式の整理

工事に係る制限付き一般競争入札の入札方式を、現在の3方式から2方式に再編します。

<現行>

※金額は、予定価格(税込)

	土木	建築	土木建築以外
標準型	2億円以上	4億円以上	1億5,000万円以上 (特殊な工法又は技術等を要するものに限る。)
公募型	1億円以上	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上 (特殊な工法又は技術等を要し、かつ、市内業者で施工可能)
工事希望型	250万円以上		

<改正後>

※金額は、予定価格(税込)

	土木	建築	土木建築以外
低入札価格調査制度対象型	1億5,000万円以上		
工事一般型	250万円以上		

なお、発注標準の経営事項審査に関する基準は、現行の運用のとおり変更しません。

(3) 工事一般型における最低制限価格の見直し

国から要請があったダンピング対策の更なる徹底に向け、最低制限価格の上限を、予定価格の9/10から9.2/10に引き上げます。

(4) 低入札価格調査制度対象型における調査基準価格及び数値的判断基準値の見直し

国から要請があったダンピング対策の更なる徹底に向け、調査基準価格の下限を予定価格の7/10から8/10に、上限を予定価格の9/10から9.2/10に、それぞれ引き上げます。

また、数値的判断基準値（失格基準価格）に、新たに、下限値として、予定価格の7.5/10を設定します。

2. 実施時期

令和2年4月1日以後に発注公告をする案件から実施します。